

社会福祉法人 真功福祉会評議員・役員の 費用弁償及び評議員・役員報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人真功福祉会の評議員・役員に対する費用弁償及び役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(範 囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 報 酬
- (2) 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、経理規程によるものとする。

(報酬等の額)

第4条 評議員・役員報酬は、評議員会、理事会に出席したときは、その出席1日につき5,000円を支給する。別表1、2定める。

- 2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき日当5,000円を支給する。別表2に定める。

(報酬の支払い)

第5条 評議員、役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第6条 役員が第4条に定める職務以外のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前条の旅費の支給方法については、真功福祉会職員旅費規程に準じ園長職相当級とする。

附則

1. この規程は令和 4年4月1日から施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
評議員	5,000円	100,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事	5,000円	126,000円
監事	会計監査 (5,000円) 理事会・評議員会 (5,000円)	100,000円